

議第二号

とくしま藍の日を定める条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十九年三月十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 嘉見博之殿

とくしま藍の日を定める条例

(趣旨)

第一条 県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設ける。

(とくしま藍の日)

第二条 とくしま藍の日は、七月二十四日とする。

(とくしま藍推進月間)

第三条 第一条の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、七月をとくしま藍推進月間とする。

(事業等)

第四条 県は、とくしま藍推進月間において、第一条の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体が、第一条の趣旨にふさわしい取組を行おうとする場合には、必要な助言その他の協力を行うものとする。

3 県は、第一項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、とくしま藍の日を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。